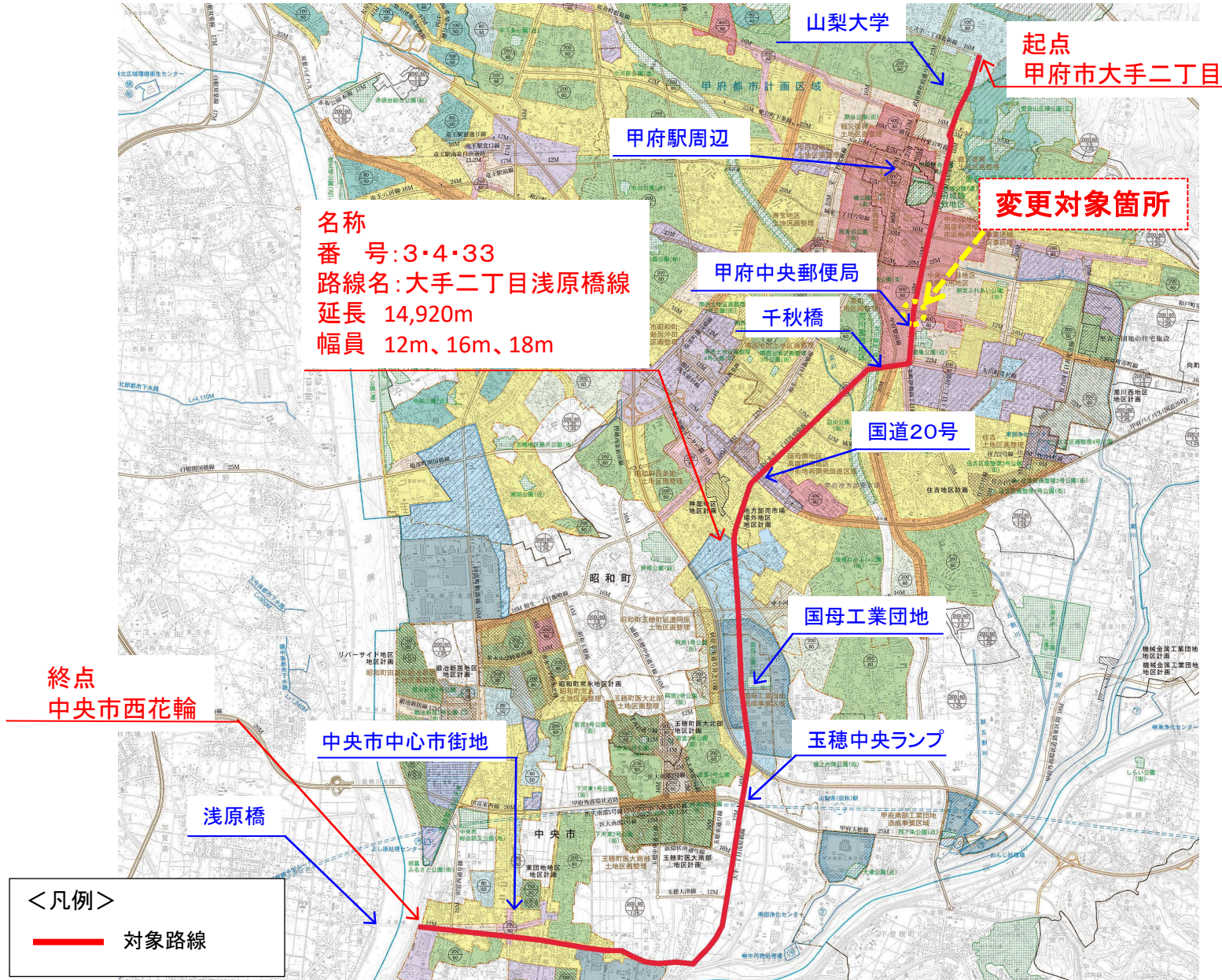


## 第3号議案

# 甲府都市計画道路の変更

(3・4・33号 大手二丁目浅原橋線)

# 都市計画道路 大手二丁目浅原橋線





# 都市計画の変更状況

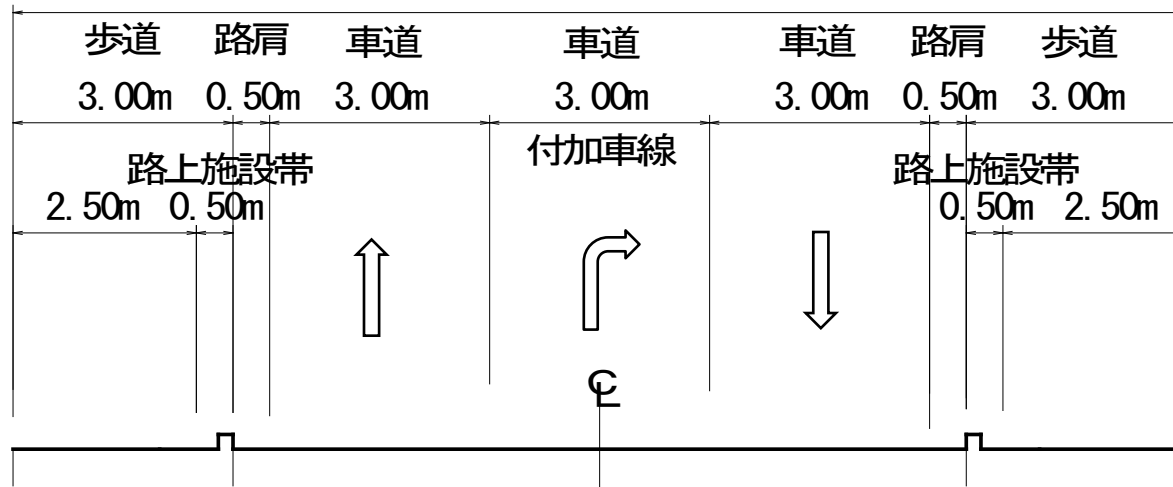




# 横断図 (A-A断面) 新旧対照図

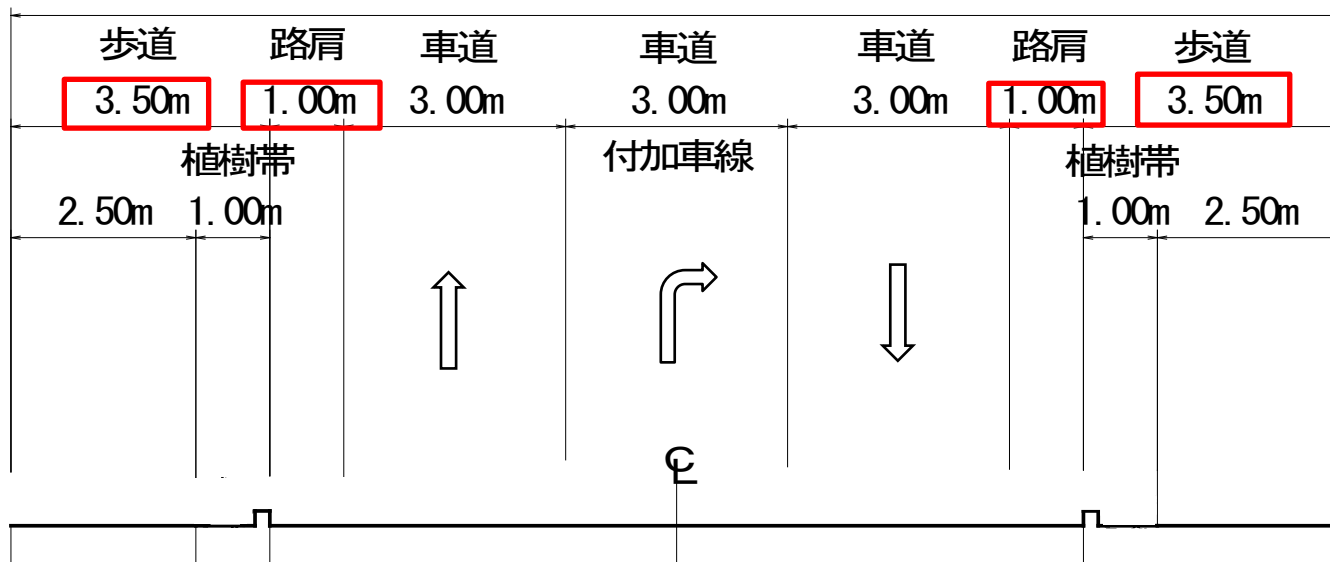
都市計画決定幅員  $W=16.0\text{m}$

【当初】



都市計画決定幅員  $W=18.0\text{m}$

【変更】



# 甲府都市計画道路の変更（山梨県決定）

甲府都市計画道路中、3・4・33号 大手二丁目浅原橋線を次のように変更する。

種別	名称		位置		区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・33	大手二丁目浅原橋線	甲府市 大手二丁目	中央市 西花輪	約 14,920m	地表式	2車線	12m 16m 18m	JR中央本線との立体交差1箇所 JR身延線との立体交差2箇所 自動車専用道路との立体交差2箇所 幹線街路との立体交差1箇所 幹線街路との平面交差14箇所	W=12m L=約4,780m W=16m L=約9,360m W=18m L=約780m
理由	平成31年4月の道路構造令の一部改正により、令和元年9月に山梨県自転車活用推進計画が策定された状況を踏まえ、令和2年4月に山梨県県道の構造基準等を定める条例（以下条例）の一部が改正された。 条例の改正により、安全で快適な自転車の活用を推進するため、道路路肩の幅員等について定められ、新たに整備する道路にあつては、適正な道路幅員の確保を図るため、道路の横断構成の検討が必要になった。 今回変更区間について、条例に則った道路構造（幅員構成）について見直しを行った結果、現在整備中である北側区間と同様に幅員18mの確保が必要になったため、当該区間の幅員を16mから18mに変更するものである。									

# 新旧対照表

## 【現】

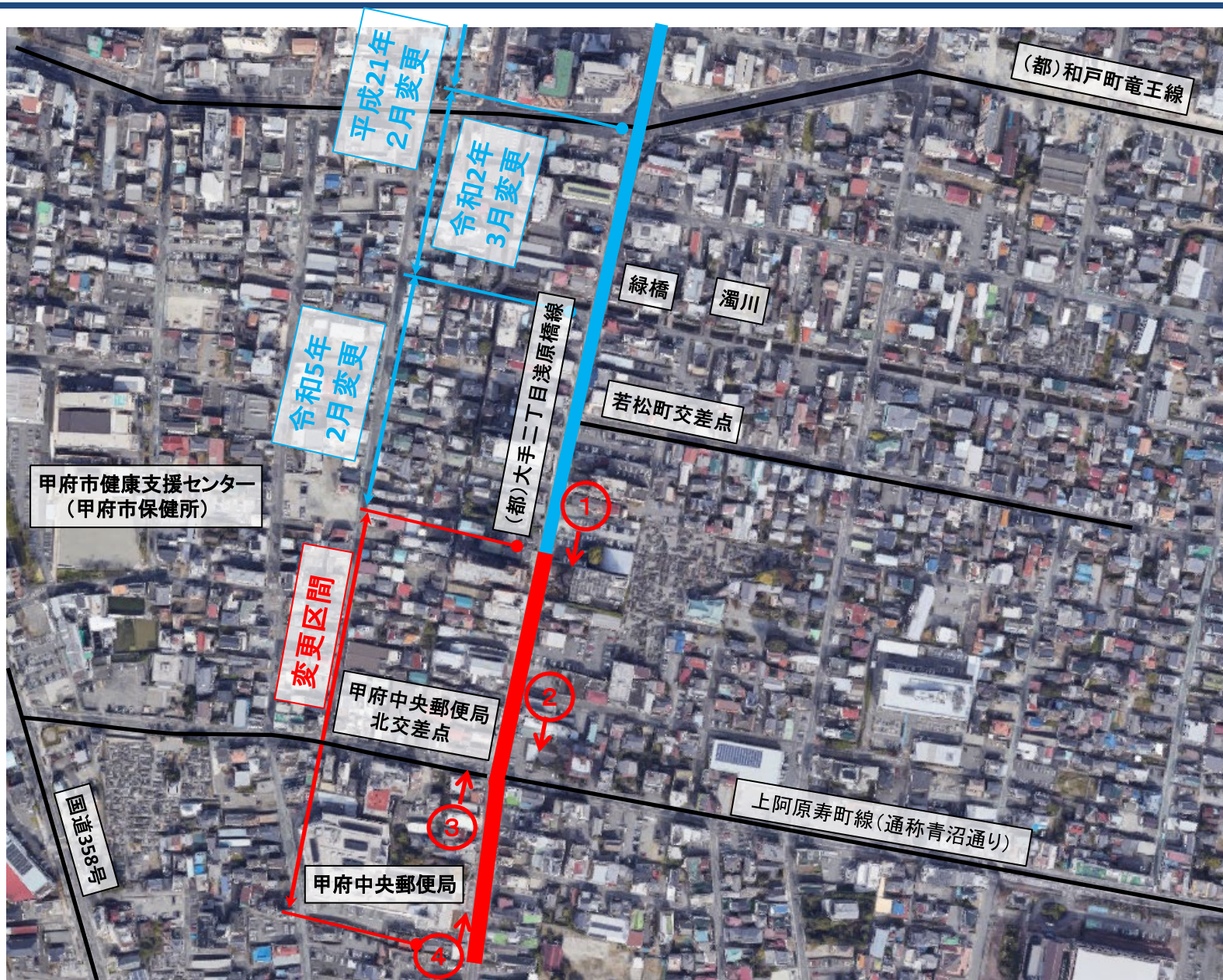
種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・4・33	大手二丁目浅原橋線	甲府市 大手二丁目	中央市 西花輪	甲府市 国母五丁目	約 14,920 m	地表式	2車線	12m 16m 18m	JR中央本線との立体交差1箇所 JR身延線との立体交差2箇所 自動車専用道路との立体交差2箇所 幹線街路との立体交差1箇所 幹線街路との平面交差14箇所	W=12m L=約4,780 m W=16m L=約9,650 m W=18m L=約490m

## 【新】

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・4・33	大手二丁目浅原橋線	甲府市 大手二丁目	中央市 西花輪	甲府市 国母五丁目	約 14,920 m	地表式	2車線	12m 16m 18m	JR中央本線との立体交差1箇所 JR身延線との立体交差2箇所 自動車専用道路との立体交差2箇所 幹線街路との立体交差1箇所 幹線街路との平面交差14箇所	W=12m L=約4,780 m W=16m L=約9,360 m W=18m L=約780m

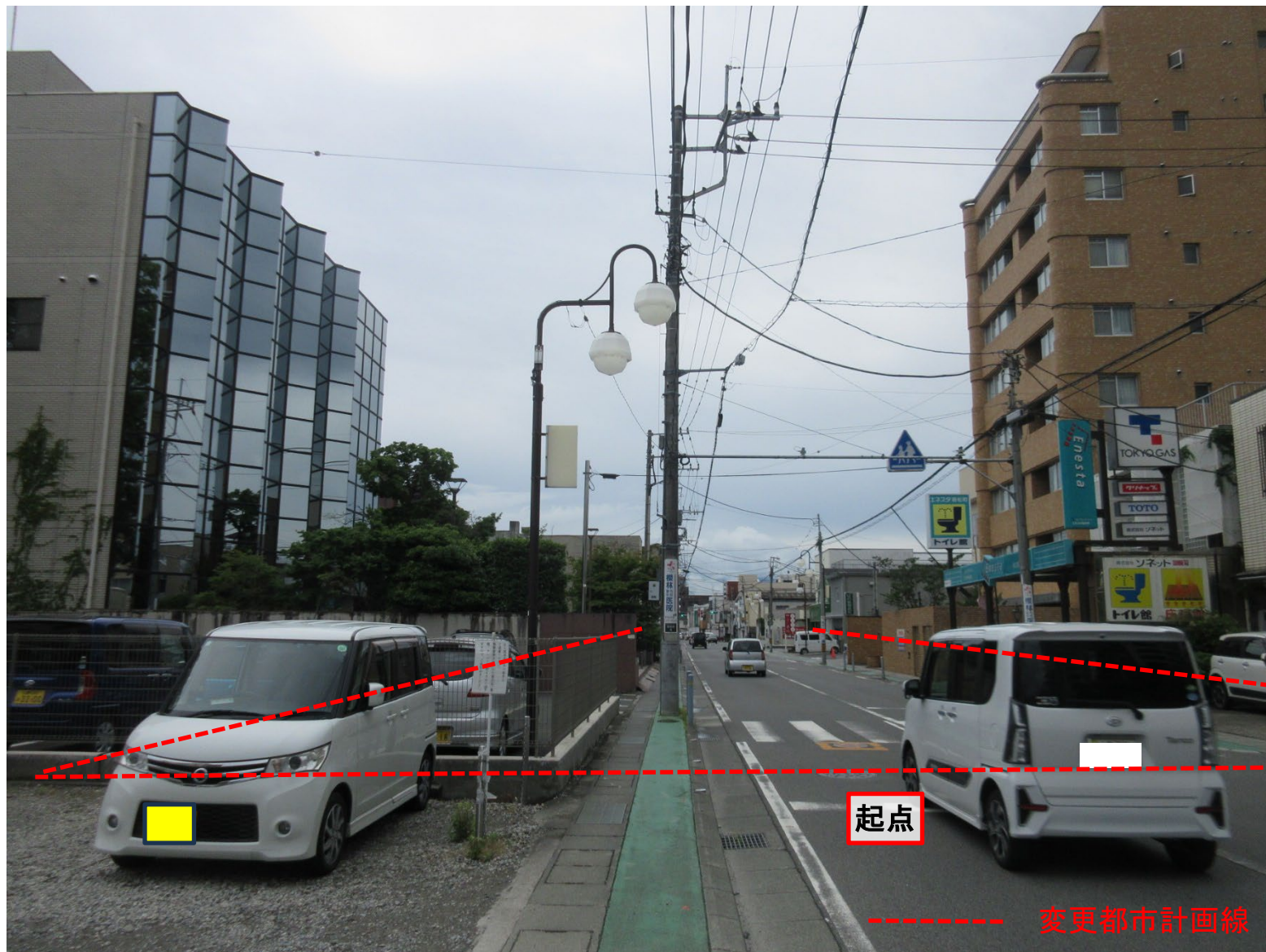


# 現況写真（航空写真）





# 現況写真 ① ( 起点側 起点→南側 )



## 現況写真 ②（甲府中央郵便局北交差点に向け南側）





# 現況写真 ③（甲府中央郵便局北交差点に向け北側）









# 現況写真 (NTT西工区 完成箇所 北側→南側)



# 都市計画手続きの経緯

## 甲府都市計画道路の変更（3・4・33 大手二丁目浅原橋線）

事 項	時 期	備 考
住 民 等 説 明 会	令和6年 8月 5日	甲府市役所:26名
	令和6年 8月 6日	甲府市役所:13名
	令和6年10月 7日	リッチダイヤモンド総合市民会館:3名
公 聴 会	令和6年11月 7日	公述人:1名
関係市の意見聴取	令和6年11月25日	甲府市異議なし
計画案の公告・縦覧 (法第17条に基づく公告・縦覧)	令和6年12月12日 ～ 12月26日	縦覧者:2名 意見書:1通
山梨県都市計画審議会	令和7年 1月30日	
都市計画決定告示	令和7年3月(予定)	



# 都市計画公聴会の意見要旨と都市計画決定権者の見解

## 道路の構造に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
植樹帯は道幅を狭めるため不要	植樹帯は、空間機能として良好な道路交通環境の整備や良好な生活環境の確保を目的として設置されるものであるため、必要な機能と考えております。

## 生活環境に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
電線類地中化するのに木は植えて大丈夫か。	植栽する樹木等については、事業実施段階において検討していくこととなります。

# 都市計画公聴会の意見要旨と都市計画決定権者の見解

## 道路の維持管理に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
月に何回清掃か、雑草とりの頻度など税金のムダではないか。	道路管理者により、適切に管理されるものと考えております。

## 工事の進め方に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
電柱の地中化は、道幅を広げる工事と並行してやるべき。	道路拡幅と電線共同溝工事は、同時に施工する予定です。

# 都市計画公聴会の意見要旨と都市計画決定権者の見解

## 補償に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
街灯はどうなるのか。	具体的な補償内容については、事業実施段階において検討していくこととなります。



# 都市計画手続きの経緯

## 甲府都市計画道路の変更（3・4・33 大手二丁目浅原橋線）

事 項	時 期	備 考
住 民 等 説 明 会	令和6年 8月 5日	甲府市役所:26名
	令和6年 8月 6日	甲府市役所:13名
	令和6年10月 7日	リッチダイヤモンド総合市民会館:3名
公 聴 会	令和6年11月 7日	公述人:1名
関係市の意見聴取	令和6年11月25日	甲府市異議なし
計画案の公告・縦覧 (法第17条に基づく公告・縦覧)	令和6年12月12日 ～ 12月26日	縦覧者:2名 意見書:1通
山梨県都市計画審議会	令和7年 1月30日	
都市計画決定告示	令和7年3月(予定)	

# 都市計画法第17条に基づく公告・縦覧における意見 要旨と都市計画決定権者の見解

## 道路の構造に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
植樹は不要。植樹すると歩道が狭くなる。落ち葉で自転車が滑る。	<p>植樹帯は、空間機能として良好な道路交通環境の整備や良好な生活環境の確保を目的として設置されるものであるため、必要な機能と考えております。</p> <p>植栽する樹木等については、落葉しにくい樹木を選定するなど、今後、事業実施段階において検討して行きます。</p>

## 道路の維持管理に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
植栽管理の具体的な方法について	道路管理者により、樹種ごとに適切な管理が行われています。

# 都市計画法第17条に基づく公告・縦覧における意見 要旨と都市計画決定権者の見解

## 生活環境に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
災害で倒木があると危険。	倒木の影響が少ない中低木の植樹を検討していきます。

## 交通量に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
歩行者数、自動車の台数を教えて頂きたい。	全国道路・街路交通情勢調査で行っています。 結果は、次のとおりです。 平日調査: 令和3年10月21日(木) 歩行者 389人/12時間・自動車 8,547台/12時間 休日調査: 令和3年10月24日(日) 歩行者 235人/12時間・自動車 6,265台/12時間 場所: 甲府市中央四丁目12-21 甲府法人会館前



# 都市計画法第17条に基づく公告・縦覧における意見 要旨と都市計画決定権者の見解

## 補償に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
店舗営業等に関する補償について。	具体的な補償に関することは、事業実施段階において検討していくこととなります。

## 事業の必要性に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
人口が減少しているため、道路を造る必要性は感じない。	(都)大手二丁目浅原橋線は、甲府都市計画区域の重要な幹線道路であるとともに、地域の生活道路や甲府市中心部と郊外を結ぶ役割を担っております。 「山梨県総合計画」など各種計画にも位置付けられている必要な道路であると考えております。